

懲戒処分等の情報の公表

懲戒処分等の情報の公表に関する規則（平成 18 年 11 月 14 日施行）に基づき、会員の懲戒処分等について、以下に公表する。

《会則第 47 条および第 47 条の 2 の規定に基づく会長による会員の処分》

- ・ 氏 名 牧村 健治
- ・ 登録番号 12261353
- ・ 会員番号 6352
- ・ 事務所名称 行政書士さくら並木法務事務所
- ・ 事務所所在地 枚方市長尾谷町 2 丁目 3 番地の 1 6
- ・ 所属支部 枚方支部
- ・ 処分年月日 平成 30 年 2 月 20 日
- ・ 処分内容 廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
- ・ 処分理由 行政書士法第 8 条第 1 項、第 6 条の 4、第 10 条、会則第 12 条、第 40 条に違反した。

〔 被処分者は、依頼を受け報酬を受け取りながら、受任した業務を履行せず、依頼者との連絡を絶ち、返金もしていない。このような行為は、誠実に業務を行うべき行政書士の責務に違反し、行政書士の信用及び品位を害するものである。

また、登録事務所の使用実態がなく、事務所の設置又は変更登録の規定に違反している。

そして、2 年以上会費を滞納しており、会則に違反している。〕

平成 30 年 2 月 20 日

大阪府行政書士会
会長 高尾 明仁

※ 公表する期間：平成 30 年 2 月 20 日から 5 年